

大垣女子短期大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法および私立学校法の定めるところに従い、建学の精神を基本理念とし、民主的にして、平和な国家社会の成員に必要な広い教養を培うとともに実生活に即した深い専門の学術技芸を教授・研究し有為な女性を育成するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学省の認定をうけた認証評価機関による評価を受けるものとする。
3 点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。
2 前項の組織については、別に定める。

(大学名)

第4条 本学は大垣女子短期大学と称する。

(所在地)

第5条 本学は大垣市西之川町1丁目109番地におく。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び教育研究上の目的)

第6条 本学に、次の学科を置く。

幼児教育科
デザイン美術科
音楽総合科
歯科衛生科

2 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

幼児教育科は、専門的な知識と技能に基づいて、教育・保育と子育て支援にあたることのできる保育者の養成を目的とする。

デザイン美術科は、造形表現力の助長と、すべての学生生活を通じて個々人の、人間性の涵養を目的とする。

音楽総合科は、広範囲な教養及び高度な専門知識、技術を身につけた有能な人材の育成を目的とする。

歯科衛生科は、口腔保健・医療・福祉における専門的知識および技術をもった人材の育成を目的とする。

第7条 各学科の学生定員は次のとおりとする。

幼児教育科	入学定員 50名	収容定員 150名
デザイン美術科	入学定員 50名	収容定員 100名
音楽総合科	入学定員 50名	収容定員 100名
歯科衛生科	入学定員 50名	収容定員 150名

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限はデザイン美術科及び音楽総合科は2年、幼児教育科及び歯科衛生科は3年とする。

- 2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学年限を越えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

- 2 教育上必要がある場合、学長は、前項の前期終日及び後期初日を変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は次の通りとする。ただし、教育上の必要により休業中に実習その他の授業を課することがある。

(1) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 創立記念日 2月 8日

(5) 春期休業 3月25日から 4月 2日まで

(6) 夏期休業 7月30日から 9月12日まで

(7) 冬期休業 12月24日から翌年 1月 5日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学及び休学等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の定めるところにより次の各号の一に該当する女子で、別に定める「入学者受入の方針」を理解した者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第14条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学の選考）

第15条 前条の出願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学申込書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学生生徒納付金（以下「学納金」という）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学・再入学）

第17条 本学に転学・再入学を志望する者があるときは選考の上、所定の学納金（再入学者は入学金を除く）を納付した場合、学長は相當年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、当該学科で審議の上、教授会の議を経て学長が決定する。

（退学）

第18条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（休学）

第19条 疾病その他やむを得ない事由により、ひきつづき2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て、学年又は学期の終わりまで休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第20条 休学の期間は、通算してデザイン美術科及び音楽総合科においては2年、幼児教育科及び歯科衛生科においては3年を超えることはできない。

2 休学の期間は第8条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了した場合、若しくは休学期間中でも休学事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第8条第2項に定める在学年限を超えた者。
- (2) 第20条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。
- (3) 学納金（入学金を除く）の納入を怠り、納入期日を3カ月経過してなお滞納している者。
- (4) 長期にわたり行方不明の者。

2 前項に定めるほか除籍に関する事項は別に定める。

(復籍)

第23条 前条第1項第2号第3号により除籍された者が、除籍の日から2カ月以内に所定の学納金（入学金を除く）を添えて復籍を願い出たときは、教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 前条第1項第1号により除籍された者の復籍は認めない。

(転科)

第24条 転科については別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第25条 本学の教育課程は、別に定める「教育課程編成・実施の方針」に基づき、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

第26条 本学における授業の方法は、講義、演習、実習又は実技のいずれか、又はこれらとの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は、実技のうち2以上の方法を併用し行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって、1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、本学が単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、成績の評価で合格点を得た者には、所定の単位を与える。

(成績の評価基準)

第29条 成績の評価は、秀（AA）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）の5段階とし、可（C）以上を合格とする。

- 2 成績の評価は、課題への対応状況、授業への取り組み状況、授業期間中、授業期間以外の期間又は定期試験期間中に行われる筆記試験、実技試験又は口述試験、レポート、論文、作品等提出物の内容を適宜、シラバスに明記された基準に基づいて、評価の上決定するものとする。

- 3 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100 - 90点	秀（AA）
89 - 80	優（A）
79 - 70	良（B）
69 - 60	可（C）
59 - 0	不可（D）

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位をデザイン美術科・音楽総合科については30単位、幼児教育科・歯科衛生科については46単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものと見なす単位数と合わせてデザイン美術科・音楽総合科については30単位、幼児教育科・歯科衛生科については46単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせてデザイン美術科・音楽総合科については30単位、幼児教育科・歯科衛生科については46単位を超

えないものとする。この場合において第30条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、デザイン美術科・音楽総合科については45単位、幼児教育科・歯科衛生科については53単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業)

第33条 本学に修業年限以上在学し、本学則に定める「学位授与の方針」のもと、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書ならびに本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(履修単位)

第34条 前条第1項に定める卒業に必要な履修単位は、別表第3のとおりとする。

(免許資格)

第35条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、次の通りとする。

幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格
歯科衛生科	歯科衛生士試験受験資格

(教育職員免許状・保育士資格)

第36条 幼児教育科の学生で教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める科目を履修し、単位を修得し、本学を卒業しなければならない。

2 幼児教育科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める履修方法により所定の科目を履修し、単位を修得し、本学を卒業しなければならない。

(歯科衛生士受験資格)

第37条 歯科衛生科の学生で、歯科衛生士試験受験資格を得ようとする者は、歯科衛生士法、歯科衛生士学校養成所指定規則に定められた所定の科目を履修し、所定の時間数を修得し、本学を卒業しなければならない。

第7章 検定料、学納金その他の費用

(検定料)

第38条 入学志願者の検定料は別表第4の通りとする。

(学納金)

第39条 学生が納入しなければならない学納金は、別表第4の通りとする。

2 前項のほか教育上必要な経費を徴収することがある。

3 納入した学納金は、原則として返還しない。

(学納金の納入期日)

第40条 学納金（入学金を除く）は、前期後期の2期に分け、各々年額の2分の1の

金額を次の通り納入しなければならない。

前期 4月10日（納入期日）

後期 9月30日（納入期日）

（学納金の分納）

第41条 学納金（入学金を除く）を特別の事情により前条による納入が困難と認められる者については、申請により分納を許可することがある。

2 前項による許可は、その年度に限りこれを認めるものとする。

（学納金の免除）

第42条 横学生その他特別の事由のある者に対しては、別に定めるところにより学納金を免除することがある。

（退学、停学及び除籍の場合の学納金）

第43条 学期の中途で退学又は停学及び除籍された者の当該期分の学納金（入学金を除く）は、徴収するものとする。

2 停学期間中の学納金（入学金を除く）は徴収する。

（休学の場合の学納金）

第44条 休学を許可され又は、命ぜられた者の休学期間中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

（復学の場合の学納金）

第45条 復学を許可された者の学納金（入学金を除く）は、その者の復学する学年次のものを適用する。

（その他）

第46条 本学則に定めるもののほか、学納金（入学金を除く）に関し必要な事項は別に定める。

第8章 教職員組織及び教授会

（教職員組織）

第47条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

（教授会）

第48条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

（教授会の構成）

第49条 教授会は学長及び教授を以って組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授その他 の職員を加えることができる。

（教授会の審議事項）

第50条 教授会は次の各号を審議する。

(1) 理事会より諮問に対する答申案に関する事項

(2) 教育及び研究に関する事項

(3) 専任教員の学外兼務の承認に関する事項

(4) 教育課程の編成、履修の方法及び課程修了の認定に関する事項

- (5) 学業評価に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、転学、転科、転部、除籍、復籍、休学、復学及び卒業に関する事項
- (7) 学生の補導厚生に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第9章 長期履修学生、科目等履修生、外国人留学生、社会人、帰国子女及び研究生

(長期履修学生)

第52条 第8条の第1項に定める修学年限を越える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外の者が、授業科目の履修を願い出た場合には、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(社会人)

第55条 社会人で入学を志願する者があるときは選考の上、社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生に関して必要な事項は、別に定める。

(海外帰国子女)

第56条 海外帰国子女で入学を志願する者があるときは選考の上、帰国子女学生として入学を許可することがある。

2 帰国子女学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 本学において、特定の研究課題について研究のために指導を受けることを希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、研究生として受け入れることがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第58条 学生として表彰に価する行為があった場合には、教授会の議を経て学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第59条 本学の学則に違背し、学生の本分にもとる行為のあった学生に対しては、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び譴責とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の事由がなく出席常でない者。

第11章 教育実習及び保育実習等

(教育実習)

第60条 教職専門科目にかかる幼稚園の教育実習は、特定の幼稚園において行う。

- 2 特定の幼稚園及び実習指導計画については別にこれを定める。

(保育実習)

第61条 保育実習は児童福祉施設において行う。

- 2 実習施設及び実習指導計画については別にこれを定める。

(歯科臨床実習)

第62条 歯科衛生科の歯科臨床実習は、特定の病院及び歯科診療所等において行う。

- 2 実習施設及び実習計画については別にこれを定める。

第12章 図書館・総合教育センター

(図書館)

第63条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理に関する事項は別に定める。

(総合教育センター)

第64条 本学に総合教育センターを置く。

- 2 総合教育センターに関する事項は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第65条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 本学に在学する学生に対し、特別講座を開設することができる。
- 3 前第1項に定める公開講座および第2項に定める特別講座の運営に関する事項は別に定める。

附 則

1. 本学則は昭和44年4月1日から施行する。
2. 一部改正した本学則は昭和45年4月1日から施行する。
3. 一部改正した本学則は昭和46年4月1日から施行する。
4. 一部改正した本学則は昭和47年4月1日から施行する。
5. 一部改正した本学則は昭和49年4月1日から施行する。
6. 一部改正した本学則は昭和51年4月1日から施行する。
7. 一部改正した本学則は昭和52年4月1日から施行する。
8. 一部改正した本学則は昭和54年4月1日から施行する。
9. 一部改正した本学則は昭和55年4月1日から施行する。
10. 一部改正した本学則は昭和56年5月28日から施行する。
11. 一部改正した本学則は昭和58年4月1日から施行する。
12. 一部改正した本学則は昭和61年4月1日から施行する。
13. 一部改正した本学則は昭和62年4月1日から施行する。

なお、学則34条の学費の改定については、昭和62年度入学生より適用する。
また、昭和61年4月保健科第3部入学生の教育課程については別に定める。
14. 一部改正した本学則は平成2年4月1日から実施する。

但し、平成元年度以前の入学生については、従来通りの規定とする。
15. 一部改正した本学則は平成3年4月1日から施行する。
16. 一部改正した本学則は平成4年4月1日から施行する。

なお、第4条に規定にかかわらずデザイン美術科及び音楽科の学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学 科	平成4年度		平成5年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
デザイン美術科	80	130	80	160	50	130
音 楽 科	80	130	80	160	50	130

17. 一部改正した本学則は平成5年4月1日から施行する。
18. 一部改正した本学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度から平成7年度において幼児教育科第三部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成6年度 900名
平成7年度 750名
19. 一部改正した本学則は平成7年4月1日から施行する。
20. 一部改正した本学則は平成8年4月1日から施行する。
21. 一部改正した本学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度から平成11年度において歯科衛生科第三部の収容定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。
平成10年度 200名
平成11年度 100名
22. 一部改正した本学則は平成10年4月5日から施行する。
23. 一部改正した本学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規定にかかわらず歯科衛生科第一部の学生定員は、次のとおりとする。

平成11年度		平成12年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
80名	130名	80名	160名

24. 一部改正した別表(4)幼児教育科（第一部）専門教育科目、別表(5)デザイン美術科専門教育科目、及び別表(6)音楽科専門教育科目は、平成11年度入学者から適用する。
25. 一部改正した本学則は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、第4条の規定にかかわらず、平成12年度、及び平成13年度の幼児教育科第三部の収容定員は、次の通りとする。
- | | |
|--------|------|
| 平成12年度 | 500名 |
| 平成13年度 | 400名 |
- ② 一部改正した本学則は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、第12条に示す履修単位表、別表(1)1、共通科目（第一部）、別表(2)2、幼児教育科第一部専門教育科目、別表(3)3、デザイン美術科専門教育科目、別表(4)4、音楽科専門科目、別表(5)5、歯科衛生科専門教育科目、別表(6)6、共通科目（幼児教育科第三部）及び別表(7)7、幼児教育科第三部専門教育科目は、平成12年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
26. 一部改正した本学則は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、別表第1(1)共通科目（第一部）、(4)音楽科専門教育科目、(5)歯科衛生科専門教育科目別表第2教職に関する科目および別表第3履修単位表は、平成13年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
27. 一部改正した本学則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、第41条・第42条及び別表第1(2)幼児教育科第一部教育課程表、(3)デザイン美術科教育課程表、(4)音楽科教育課程表、(7)幼児教育科第三部教育課程表は、平成14年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
② 第5条の規定にかかわらず、平成14年度、及び平成15年度の幼児教育科第三部の収容定員は、次の通りとする。
- | | |
|--------|------|
| 平成14年度 | 250名 |
| 平成15年度 | 200名 |
28. 一部改正した本学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第5条の規定にかかわらず、平成15年度及び平成16年度の歯科衛生科の収容定員は160名とする。
② 一部改正した本学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第6条第1項の規定にかかわらず、歯科衛生科の現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
③ 一部改正した本学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第18条第1項の規定にかかわらず、歯科衛生科の現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
④ 一部改正した本学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第30条第1項の規定にかかわらず、歯科衛生科の現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
⑤ 一部改正した本学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、別表第1・第2(P39～P55)(4)歯科衛生科教育課程は、平成15年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

29. 一部改正した本学則は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、第5条、第6条、第18条、第30条の規定にかかわらず、音楽科の現
に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
30. 一部改正した本学則は、平成17年4月6日から施行する。
ただし、第5条、第6条、第18条、第30条、第33条の規定にかかわらず、幼
児教育科第一部の現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。
31. 一部改正した本学則は、平成18年1月1日から施行する。
32. 一部改正した本学則は、平成18年4月1日から施行する。
33. 一部改正した本学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、第5条の規定にかかわらず、平成19年度及び20年度の幼児教育科
収容定員は200名とする。
- ② 一部改正した本学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、第6条第1項の規定にかかわらず、幼児教育科に現に在学する学
生については、入学時の学則を適用する。
- ③ 一部改正した本学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、第18条第1項の規定にかかわらず、幼児教育科に現に在学する学
生については、入学時の学則を適用する。
- ④ 一部改正した本学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、第30条第1項の規定にかかわらず、幼児教育科に現に在学する学
生については、入学時の学則を適用する
- ⑤ 一部改正した本学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、別表第1、(1)共通科目(2)幼児教育科教育課程表は、平成19
年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適
用する。
34. 一部改正した学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、第5条の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度の歯科衛生
科収容定員は、次のとおりとする。
平成20年度 210名
平成21年度 180名
- ② 一部改正した学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、平成20年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入
学時の学則を適応する。
35. 一部改正した学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、別表第1、教育課程表並びに別表第3卒業要件単位数については、
平成21年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時の学
則を適用する。
36. 一部改正した本学則は、平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成22年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学
時の学則を適用する。
第7条の規定にかかわらず、平成22年度から24年度の間の幼児教育科及びデ
ザイン美術科収容定員は、次の通りとする。
(幼児教育科) 平成22年度 250名
平成23年度 200名
平成24年度 150名
(デザイン美術科) 平成22年度 130名
平成23年度 100名
37. 一部改正した学則は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、平成23年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入
学時の学則を適用する。

38. 一部改正した学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成24年度入学生から適用し、現に在学する学生については、入学時
の学則を適用する。

別表第1
(1) 幼児教育科

授業科目			授業方法	開講単位	開講時期						備考		
教養科目	教養基礎	社会人基礎			1年	2年	3年	前	後	前	後		
		講義	2	選択			2						
的保育に関する本質的・目的			講義	2	選択			2					
			講義	2	必修			2					
			講義	2	選択			2					
			演習	1	選択			2					
			講義	2	選択			2					
			演習	1	必修			1					
			実技	1	必修			1					
			講義	1	必修			1					
			演習	1	選択			2					
			演習	1	選択			2					
専門科目			演習	1	選択			1					
保育の内容・方法に関する科目	保育の表現技術	講義	2	必修			2						
		講義	2	必修			2						
		講義	2	選択			2						
		演習	1	選択			1						
		講義	2	選択			2						
		演習	1	必修			1						
		講義	2	選択			2						
		演習	1	選択			1						
		演習	1	選択			2						
		的保育に関する本質的・目的			講義	2	選択			2			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	講義	2	選択			2						
		講義	2	必修			2						
		講義	2	選択			2						
		演習	1	選択			2						
		講義	2	選択			2						
		演習	1	選択			2						
		講義	2	選択			2						
		演習	1	選択			2						
		講義	2	選択			2						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		的保育に関する本質的・目的			演習	1	必修			1			
専門科目	保育の内容・方法に関する科目	演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1						
		演習	1	必修			1	</					

別表第1
(1) 幼児教育科

授業科目		授業方法	開講単位	開講時期						備考	
				1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
専門実習	教職演習	実習	1	選択		1					
	幼稚園教育実習Ⅰ	実習	2	選択		2					
	幼稚園教育実習Ⅱ	実習	2	選択			2				
	保育実習Ⅰa	実習	2	選択							
	保育実習Ⅰb	実習	2	選択				2			
	実習指導Ⅰa	演習	1	選択							
	実習指導Ⅰb	演習	1	選択				1			
	保育実習Ⅱ	実習	2	選択		2					
	保育実習Ⅲ	実習	2	選択				2			
	実習指導Ⅱ	演習	1	選択		1					
	実習指導Ⅲ	演習	1	選択				1			
	ボランティア実践	演習	1	選択			1				
	応用・発展	子育て支援演習	演習	1	選択				1		
		保育実務研修Ⅰ	演習	3	選択			3			
		保育実務研修Ⅱ	演習	3	選択			3			
		保育実務研修Ⅲ	演習	3	選択			3			
		保育実務研修Ⅳ	演習	3	選択			3			
専門科目	音楽	音楽・教職実践演習Ⅰ	演習	1	必修			1			
		音楽・教職実践演習Ⅱ	演習	1	必修			1			
		子ども基礎研究Ⅰ	演習	1	必修		1				
		子ども基礎研究Ⅱ	演習	1	必修		1				
		子ども研究Ⅰ	演習	1	必修			1			
		子ども研究Ⅱ	演習	1	必修			1			
	美術	ウインドアンサンブル	演習	12	選択	2	2	2	2		
		音楽理論	講義	2	選択		2				
		音楽心理学	講義	2	選択			2			
		音楽療法・基礎	講義	2	選択			2			
		音楽療法・臨床	講義	2	選択			2			
		音楽療法・技法	講義	2	選択				2		
		音楽療法総合演習	演習	1	選択			1			
	保健	器楽Ⅰ	演習	1	選択			1			
		器楽Ⅱ	演習	1	選択			1			
		器楽Ⅲ	演習	1	選択			1			
		器楽Ⅳ	演習	1	選択				1		
	社会	壁面構成	演習	1	選択			1			
	生活	保育教材研究	演習	1	選択			1			
	家庭	シアターⅠ(パネルシアター)	演習	2	選択		2				
	健康	シアターⅡ(エプロンシアター)	演習	2	選択		2				
	保健	保育のためのマンガ	演習	1	選択			1			
	保健	人形劇	演習	1	選択			1			
	保健	美術鑑賞	演習	1	選択			1			
	保健	造形表現とこころ	講義	2	選択				2		
	保健	スポーツ・レクリエーションⅠ	演習	1	選択		1				
	保健	スポーツ・レクリエーションⅡ	演習	1	選択			1			
	保健	生涯スポーツⅠ	演習	1	選択			1			
	保健	生涯スポーツⅡ	演習	1	選択				1		
	保健	野外活動	演習	1	選択			1			
	保健	水泳	演習	1	選択			1			
	保健	子どもの医学と口腔ケア	講義	2	選択				2		
	保健	児童文化の展開	演習	1	選択		1				
	保健	障がい児保育演習	演習	1	選択			1			
	保健	保育のための文書作成	演習	1	選択			1			
総合計単位数				176							

別表第1

(2) デザイン美術科

授業科目		授業方法	開講単位		開講時期		備考
					1年	2年	
			前	後	前	後	
教養基礎科	心理学	講義	2	選択		2	
	郷土の歴史と文化	講義	2	選択	2		
	日本国憲法	講義	2	選択	2		
	子育て入門	講義	2	選択		2	
	音楽療法入門	講義	2	選択		2	
	生活環境論	講義	2	選択		2	
	生命科学	講義	2	選択	2		
	美容と健康	講義	2	選択		2	
	国語表現 I	講義	2	必修	2		
	国語表現 II	講義	2	選択		2	
	外国語コミュニケーション I	演習	1	選択	1		
	外国語コミュニケーション II	演習	1	選択		1	
科目会人基礎	スポーツ演習 I	演習	1	必修	1		
	スポーツ演習 II	演習	1	選択		1	
	情報科学	演習	1	選択	1		
	情報活用	演習	1	選択		1	
	総合教養演習	演習	1	必修	1		
専門科目	キャリアセミナー	演習	1	必修		1	
	社会活動演習	演習	1	選択	1		
専門科目	日本・東洋美術史	講義	2	必修	2		
	色と形	講義	2	必修		2	
	美術総論	講義	2	必修			2
	ライフデザイン論	講義	2	選択			2
	描写基礎	演習	2	選択	2		
	デッサン	演習	2	選択		2	
	クロッキー基礎	演習	1	選択	1		
	クロッキー	演習	1	選択		1	
	絵画基礎	演習	2	選択		2	
	絵画	演習	2	選択			2
	版画	演習	2	選択			2
	モデリング基礎	演習	2	選択		2	
	モデリング	演習	2	選択			2
	クラフト	演習	1	選択			1
	装飾体験	演習	1	選択			1
	C G概論	講義	2	選択	2		
	デジタルデザイン	演習	2	選択	2		
	C G基礎	演習	2	選択	2		
	メディア表現	演習	2	選択			2
	マルチメディア論	講義	2	選択	2		
	W e bデザイン	演習	2	選択		2	
	W e bコンテンツ	演習	2	選択			2
	3 D C G	演習	2	選択			2
	D T P	演習	2	選択			2

別表第1

(2) デザイン美術科

授業科目	授業方法	開講単位	開講時期				備考	
			1年		2年			
			前	後	前	後		
専門科目	デザイン基礎	演習	2	選択	2			
	イラストレーション	演習	2	選択	2			
	印刷演習	演習	2	選択		2		
	絵本	演習	2	選択		2		
	絵本とデザイン	演習	2	選択		2		
	生活とデザイン	演習	2	選択	2			
	CAD	演習	2	選択		2		
	マンガ学	講義	2	選択	2			
	シナリオ入門	講義	2	選択	2			
	シナリオ	講義	2	選択		2		
	マンガ基礎	演習	2	選択	2			
	ストーリーマンガ基礎	演習	2	選択	2			
	ストーリーマンガ	演習	2	選択		2		
	少女マンガ	演習	2	選択		2		
	ストーリーマンガ研究	演習	2	選択		2		
	似顔絵	演習	1	選択	1			
	チャレンジコママンガ	演習	2	選択		2		
	アドマンガ	演習	2	選択		2		
	デジタルキャラクター	演習	2	選択	2			
	マンガ描写技法	演習	1	選択	1			
	マンガ演出技法	演習	1	選択	1			
	デジタルコミック	演習	2	選択	2			
	コミックイラストレーション	演習	2	選択		2		
	クレイアニメーション	演習	2	選択	2			
	アニメーション入門	演習	2	選択	2			
	アニメーション基礎	演習	2	選択	2			
	映像・アニメーション	演習	2	選択		2		
	プレゼンテーション	演習	2	選択		2		
	卒業研究	演習	1	必修		1		
	卒業制作	演習	3	必修		3		
	学外研修	演習	1	選択	1			
総合計単位数		131						

別表第1

(3) 音楽総合科

授業科目		授業方法	開講単位		開講時期		備考
					1年	2年	
			前	後	前	後	
教養基礎科目	心理学	講義	2	選択		2	
	郷土の歴史と文化	講義	2	選択	2		
	日本国憲法	講義	2	選択	2		
	子育て入門	講義	2	選択		2	
	音楽療法入門	講義	2	選択		2	
	生活環境論	講義	2	選択		2	
	生命科学	講義	2	選択	2		
	美容と健康	講義	2	選択		2	
	国語表現Ⅰ	講義	2	必修	2		
	国語表現Ⅱ	講義	2	選択		2	
	外国語コミュニケーションⅠ	演習	1	選択	1		
	外国語コミュニケーションⅡ	演習	1	選択		1	
	スポーツ演習Ⅰ	演習	1	必修	1		
	スポーツ演習Ⅱ	演習	1	選択		1	
社会人基礎科目	情報科学	演習	1	選択	1		
	情報活用	演習	1	選択		1	
	総合教養演習	演習	1	必修	1		
	キャリアセミナー	演習	1	必修		1	
	社会活動演習	演習	1	選択		1	
専門科目	ピアノ	演習	8	選択	2	2	2
	電子オルガン	演習	8	選択	2	2	2
	副科ピアノ	演習	4	選択	1	1	1
	副科電子オルガン	演習	4	選択	1	1	1
	P・O・Tアンサンブル	演習	2	選択		1	1
	ピアノ特講	演習	1	選択			1
	ピアノの構造としくみ	演習	1	選択			1
	伴奏法(P)	演習	1	選択		1	
	オーケストレーション	演習	1	選択	1		
	ポピュラーリズム&コードプログラミング	演習	1	選択		1	
	アレンジ法(O·T)	演習	1	選択			1
	プレイヤー演習	演習	1	選択			1
	演奏グレード対策(ピアノA)	演習	4	選択	1	1	1
	演奏グレード対策(ピアノB)	演習	4	選択	1	1	1
	演奏グレード対策(電子オルガン)	演習	4	選択	1	1	1
	指導グレード対策A	演習	4	選択	1	1	1
	指導グレード対策B	演習	4	選択	1	1	1
	和声学	演習	4	選択	1	1	1
	ウインドアンサンブルI	演習	8	選択	2	2	2
	ウインドアンサンブルII	演習	4	選択		2	2
	吹奏楽理論	講義	4	選択	2	2	
	吹奏楽指導法	演習	2	選択		1	1
目	リベア基礎	実技	12	選択	6	6	
	リベア応用(木管)	実技	8	選択		4	4
	リベア応用(金管)	実技	10	選択		5	5
	演奏会研究	演習	2	選択		1	1
	奏法研究	演習	2	選択		1	1

別表第1

(3) 音楽総合科

授業科目	授業方法	開講単位	開講時期				備考	
			1年		2年			
			前	後	前	後		
専門科目	楽器奏法	演習	4	選択	1	1		
	指導実習	演習	2	選択		1		
	楽器研究	演習	2	選択	1	1		
	楽器業界ビジネス	演習	2	選択		1		
	マーチング指導法	演習	2	選択		1		
	楽器店実習	演習	1	選択		1		
	管楽打楽奏法研究	演習	2	選択	1	1		
	楽器講師資格対策	演習	1	選択		1		
	音楽総合特講Ⅰ	講義	2	選択		2		
	音楽総合特講Ⅱ	講義	2	選択		2		
	ヴォーカル	演習	2	選択	1	1		
	ソルフェージュ	演習	4	選択	1	1	1	
	音楽理論	講義	4	選択	2	2		
	音楽史	講義	4	選択	2	2		
	鍵盤楽器Ⅰ	演習	2	選択	1	1		
	鍵盤楽器Ⅱ	演習	2	選択		1	1	
	ピピュラーミュージック	演習	2	選択		1	1	
	二胡	演習	2	選択		1	1	
	和太鼓	演習	2	選択		1	1	
	津軽三味線	演習	2	選択		1	1	
	作譜	演習	1	選択		1		
	医学概論	講義	2	選択		2		
	音楽療法概論	講義	2	選択	2			
	音楽心理学	講義	2	選択	2			
	教育原理	講義	2	選択		2		
	保育臨床相談	講義	2	選択			2	
	発達心理学	講義	2	選択	2			
	社会福祉	講義	2	選択		2		
	音楽療法演習	演習	1	選択	1			
	臨床における即興技法	演習	2	選択		1	1	
	音楽療法・基礎	講義	2	選択		2		
	音楽療法・臨床	講義	2	選択		2		
	音楽療法・技法	講義	2	選択			2	
	音楽療法実践1	演習	1	選択	1			
	音楽療法実践2	演習	1	選択		1		
	音楽療法実践3	演習	1	選択		1		
	音楽療法実践4	演習	1	選択			1	
	臨床実習 (事前・事後指導を含む)	実習	3	選択			3	
	卒業演奏	演習	4	選択		2	2	
	卒業研究	演習	4	選択		2	2	
	卒業論文	演習	4	選択		2	2	
総合計単位数		227						

別表第1

(4) 歯科衛生科

授業科目		授業方法	開講単位	開講時期						備考	
				1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
教養科目	心理学	講義	2	選択		2					
	郷土の歴史と文化	講義	2	選択	2						
	日本国憲法	講義	2	選択	2						
	子育て入門	講義	2	選択		2					
	音楽療法入門	講義	2	選択		2					
	生活環境論	講義	2	選択		2					
	生命科学	講義	2	必修	2						
	美容と健康	講義	2	選択		2					
	国語表現Ⅰ	講義	2	必修	2						
	国語表現Ⅱ	講義	2	選択		2					
	外国語コミュニケーションⅠ	演習	1	選択	1						
	外国語コミュニケーションⅡ	演習	1	選択		1					
	スポーツ演習Ⅰ	演習	1	必修	1						
	スポーツ演習Ⅱ	演習	1	選択		1					
	情報科学	演習	1	選択	1						
社会基礎	情報活用	演習	1	選択		1					
	総合教養演習	演習	1	必修	1						
	キャリアセミナー	演習	1	必修		1					
	社会活動演習	演習	1	選択		1					
専門基礎科目	解剖学	講義	2	必修	2						
	生理学	講義	2	必修	2						
	口腔解剖学Ⅰ	講義	2	必修	2						
	口腔解剖学Ⅱ	演習	1	必修		1					
	病理学	講義	2	必修	2						
	微生物学	講義	2	必修	2						
	薬理学	講義	2	必修		2					
	栄養生化学	講義	2	必修		2					
	衛生公衆衛生学	講義	2	必修			2				
	口腔衛生学	演習	2	必修	1	1					
	歯科衛生統計学	演習	1	必修			1				
	衛生行政社会福祉学	講義	2	必修				2			
専門科目	歯科衛生土概論	講義	2	必修	2						
	歯科臨床概論	講義	2	必修		2					
	保存修復学	演習	1	必修			1				
	歯内療法学	演習	1	必修			1				
	歯科補綴学	演習	1	必修			1				
	口腔外科学	演習	1	必修			1				
	小児歯科学	演習	1	必修		1					
	矯正歯科学	演習	1	必修			1				
	高齢者・障がい者歯科学	演習	1	必修			1				
	医療保険	講義	1	必修				1			
	臨床医学Ⅰ	演習	1	必修				1			
	臨床医学Ⅱ	演習	1	必修				1			

別表第1

(4) 歯科衛生科

授業科目			授業方法	開講単位	開講時期				備考	
					1年		2年			
					前	後	前	後		
専門科目	口腔保健学	歯周病予防基礎	演習	1	必修		1			
		歯周病予防技術法Ⅰ	実習	1	必修	1				
		歯周病予防技術法Ⅱ	実習	1	必修		1			
		歯周病予防技術法Ⅲ	実習	1	必修			1		
		う蝕予防処置法Ⅰ	演習	1	必修		1			
		う蝕予防処置法Ⅱ	演習	1	必修			1		
		口腔健康支援法基礎	実習	1	必修			1		
		口腔健康支援法応用	演習	1	選択				1	
		口腔ケア技術法	実習	1	必修			1		
		摂食・嚥下リハビリテーション学	実習	1	選択			1		
専門科目	口腔保健指導論	歯科保健指導基礎	演習	1	必修	1				
		保健指導法Ⅰ	演習	1	必修		1			
		保健指導法Ⅱ	演習	1	必修			1		
		発達口腔保健演習Ⅰ	演習	1	必修		1			
		発達口腔保健演習Ⅱ	演習	1	必修			1		
		歯科健康教育Ⅰ	実習	1	必修			1		
		歯科健康教育Ⅱ	実習	1	必修				1	
		コミュニケーション演習	演習	1	選択	1				
		診療補助総論	講義	2	必修	2				
		診療補助基礎Ⅰ	実習	1	必修	1				
専門科目	歯科診療補助論	診療補助基礎Ⅱ	実習	1	必修		1			
		診療補助実習Ⅰ	演習	1	必修			1		
		診療補助実習Ⅱ	演習	1	必修			1		
		診療補助実習Ⅲ	演習	1	必修			1		
		診療補助実習Ⅳ	演習	1	必修			1		
		審美歯科	演習	1	選択				1	
		介護技術演習	演習	1	必修		1			
		看護演習	演習	1	選択			1		
		臨床歯科総論	演習	1	必修			1		
		臨床・臨地実習	実習	20	必修		1	5	8	
		卒業研究	演習	2	選択				2	
		歯科総合演習	演習	2	必修				1	
		専門科目必修単位数	119							

別表第2			
教職に関する科目			
科 目 名	開設単位	必修単位	
音 楽 I	1		
音 楽 II	1		
図 画 工 作 I	1		
図 画 工 作 II	1		
国 語	2		
幼 児 の 運 動 と 遊 び I	1		
幼 児 の 運 動 と 遊 び II	1		
教職論	2	2	
教 育 原 理	2	2	
発 達 心 理 学	2	2	
保育指導計画の方法	2	2	
保育内容の指導法（健康）	1	1	
保育内容の指導法（人間関係）	1	1	
保育内容の指導法（環境）	1	1	
保育内容の指導法（言葉）	1	1	
保育内容の指導法（造形表現 I）	1	1	
保育内容の指導法（造形表現 II）	1	1	
保育内容の指導法（身体表現）	1	1	
保育内容の指導法（音楽表現）	1	1	
教育方法論	2	2	
保育臨床相談	2	2	
保育・教職実践演習 I（幼稚園）	1	1	
保育・教職実践演習 II（幼稚園）	1	1	
教職演習（事前事後指導）	1	1	
幼稚園教育実習 I	2	2	
幼稚園教育実習 II	2	2	
日本国憲法	2	2	
体 育 I	1	1	
体 育 II	1	1	
外 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	1	1	
外 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	1	1	
情 報 科 学	1	1	
情 報 活 用	1	1	

別表第3

	幼児教育科	デザイン美術科	音楽総合科		管楽器 リペア	歯科衛生科	
			ピアノ				
			電子オルガン				
			ウインドアンサンブル				
			音楽療法				
卒業の要件として修得すべき単位数		単位	単位	単位	単位	単位	
		95以上	65以上	67以上	67以上	100以上	
内 容	教養科目	12以上	10以上	10以上	10以上	10以上	
	専門教育科目	62以上	48以上	48以上	57以上	83以上	
	上記2科目から選択履修	21以上	7以上	9以上	-	7以上	

別表第4

	幼児教育科	デザイン美術科	音楽総合科	歯科衛生科
入学金	280,000	280,000	280,000	280,000
授業料	600,000	600,000	600,000	600,000
教育充実費	220,000	370,000	420,000	280,000
検定料	30,000	30,000	30,000	30,000